

昭和四十年総理府令第四十二号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十五条第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第六条第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則を次のように定める。

（処分管理計画書）

第一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する処分管理計画は、別記様式第一の処分管理計画書に図面を添付して定めなければならない。

2 前項の図面は、次の各号に掲げる事項を記載し、処分管理計画書に記載された事項に対照する番号を付した縮尺二千五百分の一以上の平面図でなければならない。

- 一 造成敷地等の存する区域に含まれる地域の名称及び境界線
- 二 造成敷地等の画地割並びに公共施設、造成工場敷地等の種別及び境界線

（処分管理計画又はその変更の届出）

第二条 法第二十五条第二項の規定による届出をしようとする施行者は処分管理計画を、同条第四項において準用する同条第二項の規定による届出をしようとする施行者又は施行者であつた者は処分管理計画のうち変更に係る事項を、届出書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第二十五条第五項において準用する法第二十四条第三項の協議をしなければならない場合においては、前項の届出書にその協議をしたことを証する書類を添付しなければならない。

（令第六条第一項第二号の公共施設以外の公共の用に供する施設）

第三条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）第六条第二項において準用する同条第一項第二号に規定する国土交通省令で定めるものは、農業用のため池及び用排水機場で、工業団地造成事業の施行によりその効用を失い、又は害されるおそれがあるものとする。

（造成工場敷地の譲受人の公募）

第四条 法第三十条の規定により施行者であつた者が行う譲受人の公募は、公報への登載その他所定の手段により行うものとする。

2 施行者であつた者は、前項の規定によるほか、主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知させるように努めるものとする。

3 第一項の公募は、少なくとも申込みの受付開始の日の二週間前からしなければならない。

（製造工場等の建設計画書等）

第五条 法第三十三条第一項の規定により造成工場敷地等を譲り受けた者が定めなければならない製造工場等の建設に関する計画は、別記様式第二の製造工場等の建設計画書に図面を添付して定めなければならない。

2 前項の図面は、次の各号に掲げる事項を記載し、製造工場等の建設計画書に記載された事項に対照する番号を付した縮尺五百分の一以上の平面図でなければならない。

- 一 譲り受けた造成工場敷地の境界線及び当該敷地内において建設が予定される工場の建築物、工作物その他の施設の配置
- 二 前号の施設の建設の年度別区分

3 法第三十三条第一項の規定による承認の申請は、当該譲受けの日から六月以内にしなければならない。

（軽微な変更に係る事項）

第五条の二 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る事項は、前条第一項の製造工場等の建設計画書の記載事項の変更に係る事項のうち、次に掲げる変更に係るものとする。

- 一 承認を受けた計画に記載された主要製品の数量若しくは金額、予定従業員数又は生産額の数値の十パーセント未満の増減
- 二 承認を受けた計画に記載された予定工期若しくは期間に係る期日又は操業開始予定期日の三月未満の変更
- 三 承認を受けた計画に記載された投下資本の費目、金額、資金源又は算出基準の変更

（造成工場敷地に関する権利の処分の承認申請書）

第六条 法第三十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第三による申請書を施行者であつた者の長に提出しなければならない。

（施行者であつた者が行う図書の送付）

第七条 法第三十五条第一項の規定による図書の送付は、法第二十六条第二項の公告の日から起算して三十日以内に、造成工場敷地の存する区域に含まれる地域の名称及び当該区域の面積を記載した書面に図面を添付してしなければならない。

2 前項の図面は、造成工場敷地の存する区域の境界線を表示した縮尺千分の一以上の平面図でなければならない。

（標識の設置）

第八条 法第三十五条第三項の規定による標識の設置は、次の各号に掲げる事項を表示した標識により行うものとする。

- 一 工業団地造成事業が施行された土地の区域に含まれる地域の名称
- 二 施行者であつた者の名称
- 三 工事完了公告の年月日

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二六日総理府令第三九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年八月一日総理府令第五六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五〇年九月一六日総理府令第六〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年五月二三日総理府令第二七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年九月三〇日総理府令第四七号）

この府令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成一一年九月三〇日総理府令第五二号）

この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百五十五号）第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第四条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

附 則 （平成一七年三月七日国土交通省令第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1（第1条関係）

別記様式第1（第1条関係）

処 分 管 理 計 画 書

工業団地造成 事業の名称	
施行者の名称	

1 公共施設に関する事項

(1) 新たに設置される公共施設

種 類	図面 対照 番号	概 要			管 理 者	用地の帰属	備 考
		幅員・寸法	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

(2) 法29条第1項の規定が適用される場合における従前の公共施設

種 類	図面 対照 番号	概 要			管理者	公共施設の 用に供する 土地の所有 者	用地の帰属	備考
		幅員・寸法	延 長	面 積				
		m	m	m ²				

2 造成工場敷地に関する事項

図面 対照 番号	面 積	処分方法	処分価額	処分の時期	建設が予定さ れる製造工場 等の業種	用排水等の 条件	備考
	m ²						

3 公共施設及び造成工場敷地以外の造成敷地等に関する事項

種 類	図面 対照 番号	面積	処分管理方法	処分価額 等	処分等の 時期	工 作 物		備考
						用 途	規 模	
		m ²						

4 処分価額の算定基準となるべき事項

備考

- 1 「公共施設に関する事項」について
 - (1) 一の公共施設の用に供する土地が二以上の者に帰属することとなる場合には、「備考」欄にその旨を記載し、当該帰属状態を示す図面その他の資料を添付すること。
 - (2) 「用地の帰属」欄には、公共施設の用に供する土地が帰属することとなる者の名称を記載すること。
 - (3) 法第 29 条第 1 項の規定が適用される場合にはその旨を、法第 29 条第 2 項の規定により処分の時期を特別に定める場合にはその旨及びその時期を、それぞれ「新たに設置される公共施設」の「備考」欄に記載すること。
 - 2 「造成工場敷地に関する事項」の「処分方法」欄には、譲受人の資格要件、募集方法及び選考方法を記載すること。
 - 3 「公共施設及び造成工場敷地以外の造成敷地等に関する事項」について
 - (1) 「処分管理方法」欄には、譲受人等が特定している場合又は施行者が自から供用する場合にはその者を、その他の場合には譲受人等の資格要件、募集方法及び選考方法を記載すること。
 - (2) 「工作物」欄には、工業団地造成事業により整備される施設および造成された敷地に建設が予定される施設を記載すること。
-

別記様式第2（第5条関係）

別記様式第2（第5条関係）

製造工場等の建設計画書

譲受人	住所
	氏名

1 譲り受けた造成工場敷地に関する事項

工業団地造成 事業の名称	図面対 照番号	所在及び地番	面積	譲受年月日	備考
			m ²		

2 建設予定工場の作業内容等に関する事項

工場名	業種	作業内容	主要製品			予定従業員数	摘要
			製品名	数量	金額		
				/年	千円/年	人	

3 建設予定工場の施設に関する事項

施設名	図面 対照 番号	規模	構造	予定工期		操業開始 予定期日	備考
				着工	竣工		
				年月	年月	年月	

4 事業計画に関する事項

期間		施設	投下資本				生産額	予定従業員数	操業開始 予定期日	備考
			費目	金額	資金源	算出 基準				
第1期	年月 から			千円						
	年月 まで									
小計							千円/年	人	年月	

備考

「摘要」欄には、当該工場が騒音、ばい煙、汚水等を発生させるものである場合に、その種

類、強度又は量、処理方法等を記載すること。

別記様式第3（第6条関係）

別記様式第3（第6条関係）

権利処分承認申請書

殿

年 月 日

{ 設定 移転 }しようとする者	住所	
	氏名	
{ 設定 移転 }の相手方	住所	
	氏名	

下記の造成工場敷地に関する権利を下記のとおり { 設定
移転 } したいので、近畿圏
の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第34条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 造成工場敷地に関する事項

工業団地造成 事業の名称	工事完了公 告の年月日	所在及び地番	地目	地積	取得の 時期	取得価額

2 { 設定
移転 } しようとする権利の内容及び対価3 造成工場敷地の現在の利用状況及び権利 { 設定
移転 } 後の利用計画4 権利 { 設定
移転 } の理由

備考

- 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。
- 造成工場敷地が改良等により増価した場合には、「取得価額」欄には、当該改良等に要した費用を付記すること。
- { 設定
移転 } については、不要の部分を消すこと。
- この申請書には、権利 { 設定
移転 } 契約書案を添付すること。
- この申請書には、記3については、必要に応じ図面を添付すること。